

IEEJ 地球温暖化ニュース



Vol.14 (2008年1月～3月)

財団法人日本エネルギー経済研究所
地球環境ユニット

日本列島ではこの春、関東地方の桜が最初に開花する一方で九州では桜前線が南下し、温暖化の影響による冬の寒暖の差の縮小が原因と報道されました。

国連の将来枠組み交渉が開始され、各種のハイレベル国際会合の開催が相次ぐ一方で、京都議定書には参加していない米国、政権交替を経て昨年末に京都議定書を批准した豪州、目標達成が困難なカナダ等の主要な国々における温暖化対策も種々報道されています。エネルギーだけでなく食糧も含むあらゆる資源価格が高騰し、持続可能な成長に向けた議論が益々高まる中で、京都議定書第1約束期間が始まりました。

そこで本稿では、2008年1月から3月にかけての注目すべきポイントを中心に、地球温暖化防止政策に関する国内外の動向をご紹介します。

地球環境ユニット総括 山下ゆかり

目次

1. ポスト京都 日本によるセクター別アプローチ提案に厳しい反応(文責 伊藤葉子)2
2. 気候変動防止に向けた国連作業部会、2008年の作業計画に合意(文責 金星姫)4
3. 我が国政府による総額100億ドル規模の気候変動問題対策資金支援(於：ダボス会議)
(文責 鈴木将仁)5
4. EU-ETS 第3フェーズにおけるエネルギー集約産業の検討状況について(文責 坂本智幸) ..7
5. 米国、排出量取引制度導入法案と輸入規制条項の議論(文責 小松昭)9
6. 豪州・労働党政権が積極的な地球温暖化政策を推進(文責 鶴岡明人)11
7. JI監督委員会が、第二のプロジェクトを棄却(文責 武川昌男)13
8. 中国におけるCDMプロジェクトの承認状況(文責 田上貴彦)15
9. カナダが温室効果ガス排出規制の枠組みを公表(文責 佐々木宏一)17
10. 省エネ法、温対法の改正案が閣議決定(文責 高橋英佑)18
11. 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の成果(文責 小川順子)20

1. ポスト京都 日本によるセクター別アプローチ提案に厳しい反応

気候変動対策におけるポスト京都の国際枠組に関する交渉が本格化する中、日本政府は「セクター別アプローチ (sectoral approach)」を提案している。以下に日本提案の概要と国際交渉における反応等について整理する。

セクター別アプローチが気候変動の公式な国際交渉の場で初めて言及されたのは、「気候変動枠組条約第13回締約国会議 (COP13、2007年12月、パリ)」においてであった。締約国は、2013年以降の枠組みを2009年までに合意すること等に合意し、同会議で採択された「バリ行動計画」には、今後の議論において考慮される点のひとつとして、セクター別アプローチが明記された。ただし、この段階ではその具体的内容は明らかではなかった。

その後、「世界経済フォーラム年次総会 (ダボス会議、2008年1月)」での特別講演において福田康夫首相がセクター別アプローチの構想をあらためて打ち出した。その内容は、業種別に温室効果ガスの削減目標を作成し、その積み上げによって国別の温室効果ガス排出の削減目標を算定するというものであった。

算定方法の詳細は、日本政府が国連 (気候変動枠組条約事務局) に対し提出したポスト京都の国際枠組に関する一連の提案書に示された。これによれば、中期の国別温室効果ガス総量目標を決めるための手順として、鉄鋼、セメント、化学といったエネルギー多消費産業や民生、運輸などの8部門 (セクター) ごとに目標を決め、その目標削減量を積み上げた量を国家目標とするとしている。エネルギー多消費型の各産業の目標設定は、製品生産1単位あたりのCO₂排出量 (CO₂原単位) を指標として決め、生産量見通しをかけあわせることで算定するといった方法が例として示された。その算定の際には、エネルギー効率の高い技術の普及率などをふまえたCO₂原単位の改善ポテンシャル等を勘案し、各国の削減可能量として計算する。こうした目標設定手法に関する提案と併せて、セクター別の技術や政策措置に関するベスト・プラクティス集の作成や、省エネルギー技術の途上国への移転を促す仕組みとして、産業別の行動計画の策定及び実施状況の管理等を提案した。

その後開催された「地球温暖化に関する主要20カ国閣僚級会合 (第4回気候変動閣僚対話、2008年3月14~16日、千葉)」へは、日本、米国、欧州のほか、中国、インド等20カ国の閣僚等が参加し、ポスト京都の枠組について討議を行った。日本政府は、この場であらためてセクター別アプローチの提案内容を詳述したが、参加国の反応には否定的な意見が多く見られた。特に途上国は、セクター別の目標を通して、途上国に対しても同一の基準で目標を課すことにつながるとの懸念を示し、“共通だが差異ある責任”の原則に反するとして反発した。英国のトニー・ブレア元首相は会合前のインタビューで日本の提案内容は政治的に実行不可能との見方を示した。このほかに欧州の参加者から、先進国と途上国の目標の差異をどのように設けるのかが不明確なことや、各種の指標作りをベースとした目標設定・管理の運営は、あまりに複雑であるといった批判が示された。このような本会合の議論の結果、セクター別アプローチについては今後議論を継続することが確認されるにとどまった。

続いて開催された「国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP) 下での第1回特別作業部

会（2008年3月31日～4月4日、バンコク）」では2008年の「作業計画」が合意されたが、日本のセクター別アプローチ提案については、次回会合（6月、ボン）の議題として取り上げられず、次々回（8月、ガーナ）で議論することとされた。

日本政府は、本会合に関する評価の中で、セクター別アプローチは、先進国の排出削減目標を“代替するものではなく、補完するものであるとの認識がほぼ共有された”と述べた。このため、今後の目標策定にどの程度セクター別アプローチが適用されるのかは不透明である。フランスのフィヨン首相は、日本提案はEUの気候変動の政策目標と整合するとの見解を示し、欧州と日本の連携が重要だと述べた（4月9日付インタビュー記事）が、「域内排出量取引制度」によるキャップ&トレードを中心的施策として2020年までに20～30%の温室効果ガス削減目標を掲げる欧州とのすり合わせが可能なのか、現段階では明確な展望はない。

気候変動の次期国際枠組は、すべての主要排出国が参加する仕組みが欠かせないとの認識は主要先進国が共有する考え方となっている。しかし、具体的な枠組のあり方や目標設定方法については、早くも合意形成の難しさが垣間見られる。気候変動の枠組拡大の機運を盛り上げて行くことができるのか、洞爺湖サミット（G8主要国首脳会議、今年7月開催予定）での日本政府のリーダーシップが注目される。

（文責 伊藤葉子¹）

（出所）

- ・ 「バリ行動計画」FCCC/CP/2007/6/Add.1 14 March 2008, 1/CP.13 Bali Action Plan
- ・ ダボス会合講演、外務省ホームページ
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/20/efuk_0126b.html
- ・ Reuters（2008年3月8日付）Japan proposes sector-based emission target
- ・ FCCC/KP/AWG/2008/MISC.1/Add.1, March 17, 2008, Views and information on the means to achieve mitigation objectives of Annex I Parties Submissions from Parties
- ・ 日本経済新聞（2008年3月17日付）G20 閉幕、温暖化対話で新枠組み
- ・ 日本経済新聞（2008年4月9日付）温暖化ガス削減の日本案、仏首相が支持表明
- ・ Guardian（2008年3月14日付）
<http://www.guardian.co.uk/politics/2008/mar/14/greenpolitics.tonyblair>
- ・ abc news（April 8 2008）U.N. climate talks agree on agenda for next global pact,
<http://abcnews.go.com/Technology/story?id=4596194&page=1>
- ・ 「条約の下での長期的協力の行動のための第1回特別作業部会（AWGLCA1）」及び「京都議定書の下での附属書 国の更なる約束に関する第5回アドホック・ワーキング・グループ（AWG5）」概要と評価、外務省ホームページ
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/awg5.html>

¹ 現、戦略産業ユニット新エネルギーグループ所属。

2．気候変動防止に向けた国連作業部会、2008年の作業計画に合意

2008年3月31日から4月4日までの5日間、162カ国から1000人を超える参加者が集まり、国連気候変動枠組を議論する作業部会「条約の下での長期的協力の行動のための第1回特別作業部会（AWGLCA1、条約AWG）」及び「京都議定書の下での附属書I国の更なる約束に関する第5回アドホック・ワーキング・グループ（AWG5、議定書AWG）」が開催された。条約AWGは2007年12月の国連気候変動枠組条約第13回締約国会合（COP13）で創設された作業部会で、2009年のコペンハーゲン会議（COP15）までに8回の会合が開かれる。今回はその第1回目の条約AWGであり、主要な検討事項である共有のビジョン、緩和、適応、技術及び資金に関する2008年の作業計画が合意された。これらの検討事項を個別に議論するか、各セクションで並行して議論するべきかが交渉されたが、すべてのアジェンダを各会合で並行して議論することが決定した。同時に、会合中は別途8回のワークショップも開催されることも決められた。6月ボン会合では適応、投資、金融関連、8月のガーナ会合では途上国における森林伐採抑制による削減やセクトラルアプローチに関するのワークショップが開かれる予定である。12月のポーランド会合ではリスクマネジメント、革新的技術、長期目標を含む共有のビジョン関連ワークショップが開かれる。

議定書AWGでの主な議題は、附属書I国の排出削減目標達成のための手段の分析であり、各手段の有効性や持続可能な発展への貢献が議論された。交渉の結果、排出権取引制度の利用、CDM、JIの継続が合意された。この決定により、2013年以降のCDM、JIなど炭素市場の存続に関するビジネス界の懸念は払拭されると見られる。日本は2013年以降の新枠組みとして、産業部門別に排出量を積み上げる「セクター別アプローチ」を用いた中期目標設定を提案した。ただし、この提案は数量目標に代わるものではないということに加え、先進国と途上国では異なるものとした²。EUや米国などはセクター別アプローチの考え方を検討することに賛成したが、中国、インド他途上国は、日本提案は先進国の削減義務量を減らすもので技術先進国に有利に働くものであり、先進国の負担を途上国に移すものだとして強く反発した。日本は次の条約AWG（2008年6月予定）にてセクター別アプローチのワークショップの開催を主張したが、途上国の反発から洞爺湖サミットの後である8月の会合での開催となっている。

（文責 金星姫）

（出所）

- ・ UNFCCC Press Release (2008-4-4), http://unfccc.int/files/press/news_room/press_releases_and_advisories/application/pdf/bangkok_closing_press_release.pdf
- ・ Earth Negotiations Bulletin Vol12 358, <http://www.iisd.ca/download/pdf/enb12358e.pdf>
- ・ Earth Negotiations Bulletin Vol12 359, <http://www.iisd.ca/download/pdf/enb12359e.pdf>
- ・ Earth Negotiations Bulletin Vol12 360, <http://www.iisd.ca/download/pdf/enb12360e.pdf>
- ・ Earth Negotiations Bulletin Vol12 361, <http://www.iisd.ca/download/pdf/enb12361e.pdf>
- ・ Earth Negotiations Bulletin Vol12 362, <http://www.iisd.ca/download/pdf/enb12362e.pdf>

² 日本提案のセクトラルアプローチは中期目標設定のためのセクトラルアプローチと協力的セクトラルアプローチとなっており、前者は主要排出国を対象とし、産業部門別の排出削減量を積み上げ中期目標設定するもの、後者は（先進国を含む）途上国におけるベストプラクティスの特定、技術移転を目的とするものである。

3．我が国政府による総額 100 億ドル規模の気候変動問題対策資金支援 （於：ダボス会議）

本年1月、スイスのダボスで開催された世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）に於ける福田総理の特別講演にて、北海道洞爺湖サミット及びアフリカ開発会議（TICAD IV）に向けた議長国としての考え方やイニシアティブが表明された。特に北海道洞爺湖サミットでの主要議題とされる気候変動問題については、前政権時に提案された「クールアース50」を現実化するための手段として、「ポスト京都フレームワーク（セクトラルアプローチ）」、「国際環境協力」及び「イノベーション」を挙げ、その具体的な方策として総額100億ドル規模（1兆2,500億円）の資金支援策たる「クールアースパートナーシップ」が発表された。

「クールアースパートナーシップ」は、「適応策・クリーンエネルギーアクセス支援」及び「緩和策支援」を骨子とし、実施要領は以下の通りとなっている。

項目	適応策・クリーンエネルギーアクセス支援	緩和策支援	
	途上国政府	途上国政府	民間事業
金額	2,500億円(21億ドル程度)	5,000億円(39.5億ドル程度)	5,000億円(39.5億ドル程度)
主な原資	政府開発援助資金(ODA)	政府開発援助資金(ODA)	その他政府資金(OOF)
内容	途上国の適応策等について、ODAの無償資金協力・技術協力・国際機関を通じた援助等により支援。「環境プログラム無償」を新設。 主にクリーンエネルギーアクセス支援の観点から、地熱利用地方電化事業調査(経産省)、温暖化対策コベネフィット支援事業(環境省)等の技術協力を実施。	温室効果ガスの排出抑制と経済成長の両立について政策協議を経た途上国で、円借款供与適格国を対象とする。 気候変動緩和効果に資する案件を中心に、プログラム及びプロジェクト支援を実施。対象国によっては、クリーンエネルギーアクセス支援及び適応策支援もあり得る。 本借款のために更なる金利の引き下げを行い、既存の優先条件金利よりも更に譲許的な特別金利を設定	JBICアジア・環境ファシリティ 気候変動緩和対策に資する案件に対する出資・保証。 国際エネルギー消費効率化事業等 国からの交付金等により、NEDOが委託企業を通じ、途上国のプロジェクトに対し、省エネ・代エネ技術に係る機器を導入する事業等を実施 貿易保険 NEXIに地球環境保険制度を創設し、我が国企業の関与する気候変動緩和対策に資する案件への輸出、投資、貸付に適用。 カントリーリスクの付保率の引上げ。 アジア開発銀行(ADB)を通じた支援 ADB内に日本のイニシアティブによりアジア・クリーンエネルギー基金を創設し、アジア太平洋地域における省エネルギーの推進を支援。

気候変動緩和事業を対象とする既往の資金支援の多くが、排出権取得を目的としているのに対して、今回発表された「クールアースパートナーシップ」は、省エネ関連技術等の普及をその主たる目的とし、本邦企業が有する省エネ関連技術等に対する新たな需要創出にも寄与する内容となっている。

特に、本年4月に創設された「JBICアジア・環境ファシリティ」は、気候変動緩和事業の実施主体に株主として直接参加する出資を主な内容としているため、通常の融資との比較で対象事業への関与がより深くなり、本邦企業が有する省エネ関連技術等の活用が期待される事業の実施を地球規模にて促進させる上で、大変有効な金融スキームとなっている。

また、政府開発援助資金(ODA)では、プロジェクト支援だけでなく、途上国政府によ

る気候変動緩和政策の実施支援も対象としており、同政策立案にかかる我が国政府と途上国政府との協議機会を活用することで、本邦企業の省エネ関連技術に対する需要を生む政策的土台を、多くの途上国に構築することが可能になると思われる。

「クールアースパートナーシップ」は、その資金規模や多面的なアプローチなども踏まえるに、本邦企業の途上国に於ける新たなビジネスチャンス創出の梃子とすることが可能であり、その運用に於いては官民が今まで以上に連携していくことが期待される。

(文責 鈴木将仁)

(出所)

- ・ 「ダボス会議に於ける福田総裁の特別講演」全文
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/20/efuk_0126b.html
- ・ 「クールアースパートナーシップ」概要
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_fukuda/davos_08/cep.html

4．EU-ETS 第3フェーズにおけるエネルギー集約産業の検討状況について

2007年1月に欧州委員会は、エネルギー政策パッケージを提案し、同年3月には閣僚理事会にて承認を得た。同政策パッケージは、2020年に1990年比20%削減を目指すとともに、もし、他の先進国がEUと同等の削減をコミットすると同時に、経済成長の著しい途上国も彼らの責任と能力に応じた貢献を行うならば、EUは30%の削減を行うとしている。EU-ETSはこの野心的な削減目標を達成するための大きな柱の1つであり、現行のEU-ETS指令の改正手続を行おうとしている。現在、検討が進められている指令案では、炭素リーケージのリスクに晒されている産業（以下、リーケージ産業）に対して最大100%のEUAを無償で割り当てることとしている。当該セクターの特定化については、2010年6月30日までに欧州委員会が決定するものとし、以後3年ごとに見直しを行う事としている。

リーケージ産業の特定化は、当該産業における負担の多寡に係る問題であるばかりか、EU加盟国においては自国産業及び、経済に影響を及ぼすことから、指令案の公表以降積極的な働きかけを行っている。リーケージ産業の一部は日本の産業と市場競争を行っていることから、欧州における議論には留意する必要がある。そこで、本稿では、欧州委員会における最近の議論について概観する。

2008年2月に欧州委員会は鉄鋼などを含む金属産業における今後の政策課題をまとめた伝達文を発表した。このなかで、地球温暖化問題に関する国際的な取組あるいは、セクトラルな政策合意が達成できない場合、第3フェーズにおいて同産業はEUAを無償で配分される可能性のある部門の1つであると言及している。金属部門における適正な国際競争の確保を行うという観点から、同部門における統合的アプローチとして、競争市場の下で形成される価格をベースとした活動を行うとともに、R&Dの促進、高度な技術育成の促進が必要であると述べている。加えて、オープンでグローバルな競争市場の創設と貿易上の「ゆがみ」を取り除くことが必要であるとも述べている。この議論は、指令案においてEU-ETS対象セクターが生産する財と同等の財を輸入する業者に対してもEUAの提出を義務付ける制度をサポートするものである。さらに、同伝達文では、欧州委員会はステークホルダーとも協調して、地球規模でのGHGs排出削減に繋がるセクター別の協定の役割についても検討することを提言している。

また、同月、欧州委員会は森林資源を利用した産業について、GHGs排出削減の可能性について検討を行うとし、金属産業同様EUAを100%無償で割り当てられる産業の1つであると述べている。森林資源を用いた製品の炭素貯留に関する検討を推進することも提示されている。

このように、リーケージ産業の特定化について欧州委員会内部での検討が既に開始されているが、これまでのところ、同委員会の企業・産業総局における産業保護の方向性による検討が中心である。リーケージ産業への措置としては無償配分に加え、(サブ)セクターが製造する製品の輸入業者をEU-ETSの対象とすることなども検討されることになっており、第3フェーズにおける制度設計次第で、国際競争を強いられる日本の産業に影響を与えるものと考えられる。今後の動向に十分留意していく必要がある。

(出所)

- 欧州委員会, ``Proposal for a Directive amending Directive 2003/87/EC``
http://ec.europa.eu/environment/climat/emission/review_en.htm
- Financial Times, 2008 年 2 月 17 日, ``EU urged to clarify emissions trading reforms``
http://www.ft.com/cms/s/0/a78799fe-dd6d-11dc-ad7e-0000779fd2ac.html?nclick_check=1
- 欧州委員会, ``European Commission puts focus on competitiveness of metals industries``
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/289>
- 欧州委員会, ``European Commission addresses challenges of forest-based industries``
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/319&>

5．米国、排出量取引制度導入法案と輸入規制条項の議論

昨年12月に上院環境公共事業委員会を通過した排出量取引制度導入法案(リーバーマン・ウォーナー法案、上院2191号議案)は2008年6月に上院本会議に提出される予定である。上院本会議の審議で重要な争点のひとつになると予測されるのが輸入規制条項である。本稿では、輸入規制条項をめぐる米国内の議論をEUの状況と併せて紹介する。

リーバーマン・ウォーナー法案に盛り込まれたこの条項は、国内産業保護のため、米国と同等の排出規制を実施していない国から特定製品³を輸入する場合、その製品の輸入者に対し、両国間の規制強度の差に相当する排出枠⁴を添付することを義務付ける、という内容である。該当する輸入者は自ら、米国政府が発効する専用排出枠を購入するか、または排出枠に替わる海外排出量クレジットを調達しなくてはならない。これにより、安価な輸入製品の流入を阻止し、国内産業への経済的影響を未然に防止することを目的としている。実質的には、中国やインドなど、温室効果ガス排出規制の義務を負わない新興国を想定した、輸入関税に相当するものである。

12月の環境公共事業委員会では、本条項がWTO規則に抵触するのではないかという指摘がなされる一方で、もしも指摘の通りにWTOに否認された場合には、国内産業保護の観点から当該産業向けの排出量規制そのものを停止する、という対応措置を盛り込む修正案が提出された。同委員会での審議はこの2方向を巡り白熱したものの、結局、条項の修正は行わないまま、本会議の議論に先送りされることになった。

輸入規制条項に関する議論は環境公共事業委員会だけでは止まらない。2月の上院財務委員会では輸入規制条項に関する公聴会が開かれ、産業界からは国内産業保護の必要性が主張され、研究機関からはGATT3条の内国民待遇の規定に抵触するかどうか、あるいは同20条の一般例外規定の適用の可否についての見解などが提出された。また、シュワブ通商代表は、法案中の輸入規制条項は保護貿易につながると一貫して批判しており、3月上旬には連邦議会の関連委員会に対し、こうした自由貿易体制に逆行する輸入規制条項を取り下げよう公式文書で要請をしている。

EUでも米国内と同様の議論が起こっている。2008年1月にEUが発表した2013年以降の取り組みを対象とした「エネルギー・気候変動パッケージ」には、米国と類似の輸入規制条項が今後の検討事項として盛り込まれている。3月18日、EU・米・日ほか先進国側関係者を集めて開催された「気候変動政策と炭素市場に関する日本EU会議」において、デルベーク欧州委員会環境総局副局長は、「輸入規制措置をどうするかについては、WTOとの抵触問題についての見解も含め、EU内で合意に至っておらず、現在も協議中である」とし、さらに「こうした域内規制措置導入の前に、何らかの国際協定化を実現することを優先したい」と述べている。

国内産業保護に関する輸入規制措置は、温室効果ガスの排出規制強化に付随して、先進

³ 一次産品(鉄鋼、アルミ、セメント、ガラス塊、紙)、またはバルク状の再加工原材料および製造過程で温室効果ガスを直接および間接排出する製造品と規定されている。

⁴ 一般排出枠とは別に管理する専用排出枠。一定基準を満たす海外クレジットによる代替も認めている。

国側に等しく発生する不可避の問題である。EU や米国の新興国封じ込め戦略というような国益次元で捉えるべきではないし、そういう方向では解決にいたらないことも明白である。デルベーク氏が発言したように、保護貿易主義につながる道は避け、例えば特定分野に限定したベンチャーキングの国際協定化など、新枠組み合意に向けた複数の制度の組み合わせやその可能性を探りだすことが望ましい。なお、米国次期政権は EU と同様に排出量取引制度の採用を志向している。このような状況から、米次期政権と EU との両者間に限定すれば、こうした共通課題の議論の積み重ねが、将来的なシステム統合にいたる統一ルール策定への糸口となるという点も指摘しておきたい。

(文責 小松 昭)

(出所)

- ・ 米国上院環境公共事業委員会 (2007年12月5日)
http://epw.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=Hearings.Hearing&Hearing_ID=9326b430-802a-23ad-47dd-cc60665b62ca
- ・ 米国上院財務委員会 (2008年2月14日公聴会)
<http://finance.senate.gov/sitepages/hearing021408.htm>
- ・ 米国通商代表要請文書 (2008年3月4日)
http://www.ustr.gov/assets/Document_Library/Fact_Sheets/2008/asset_upload_file17_14570.pdf
- ・ 気候変動政策と炭素市場に関する日本 EU 会議 (3月18日、於：東京、国連大学)
- ・ 日本エネルギー経済研究所 坂本智幸「地球温暖化問題に対する国際的な今後の取り組みと日本の対応、2章-2-2 2013年からの欧州排出権取引における制度提案」、エネルギー総合推進委員会 (平成20年3月)

6．豪州・労働党政権が積極的な地球温暖化政策を推進

昨年11月に行われた総選挙にて大勝した豪州労働党の党首である Rudd 首相は、12月3日に予てからの選挙公約どおり京都議定書批准手続を行うとともに、また同日付で、気候変動省及び気候変動・水担当大臣のポストを新設し、Penny Wong 氏を任命した。そしてその直後にインドネシア・バリ島で開催された第13回気候変動枠組条約(COP13)に自ら出席するなど、国内的にも国際的にも地球温暖化政策について迅速な対応を行っている。前 Howard 政権が、国内産業の保護を重視して、数量目標を義務付けられる京都議定書批准を長期に亘り拒否し続けてきた姿勢とは対照的である。

気候変動省 HP を見ると、Rudd 労働党政権の地球温暖化政策では下記項目がその大きな柱となっていることが窺える。

長期目標の設定(2050年までに豪州の温室効果ガスを2000年比で60%削減)

包括的な国内排出量取引制度の導入(2010年)

再生可能エネルギーの導入促進(2020年までに発電電力量の20%まで)

低炭素排出技術へのR&D投資の促進(CCS等クリーンコールテクノロジー)

なお、原子力発電について、Rudd 政権は、従来からの労働党のスタンスを踏襲し、放射性廃棄物処分や安全性等を理由に、豪州への導入反対を主張している。

中でも 国内排出量取引制度については、前 Howard 政権も2012年導入を目途に検討するとしていたが、Rudd 政権ではそれよりも早い2010年導入に向けた検討が着実に進められている。本年2月27日に、Wong 担当大臣は、Tanner 財政・規制緩和担当大臣とともに、本年7月までに、地球温暖化政策の戦略的見直しを行うことを表明したが、この見直しの目的は、現行の地球温暖化政策が効果的、効率的であるかどうか、及び排出量取引制度を補うことが可能かどうかを調査することであると説明がなされており、排出量取引導入が前提とされている。

また、排出量取引制度導入に焦点を絞った検討を行うため、州政府及び準州政府からの委任で(その後連邦政府も委任)豪州国立大学の Ross Garnaut 経済学教授が昨年7月から検討を続けてきたが、本年2月21日に中間報告書(Interim Report)を、3月20日に討議資料(Discussion Paper)を公表した(以下、Garnaut レビュー)。

Garnaut レビューでは、

- (1) ポスト京都も考慮した長期的な総排出枠(budget)を設定し、更に中期目標を設ける。
- (2) 全ての排出枠はオークションとする。
- (3) 排出枠の利用についてはバンキング等の柔軟性措置を設ける。
- (4) セーフティ・バルブ(安全弁)のような価格統制は推奨しない。
- (5) 制度のカバレッジはできる限り広く取り、農業や森林部門も可能な限りカバーする。
- (6) カバーされていない部門からの国内オフセットは無制限に認める。また制度順守のためには国際オフセットも制限付で認める。
- (7) 輸出競争に晒され、かつ炭素排出の集約的な産業に対しては、財務的補助などの措置を設ける。

(8) オークション収入は、低所得者層への救済や低炭素技術の R&D 等に用いる。等が謳われている。

ちなみにこの Garnaut レビューは 2008 年 6 月に中間報告を行った上、最終報告書を 9 月に公表することになっている。この Garnaut レビューを受けて、政府は排出量取引制度導入に向けた詳細なタイムテーブルを公表した。主なスケジュールは下記のとおりである。

- 2008 年 3～6 月 : フェーズ 1 コンサルテーション
- 2008 年 7 月 : 排出量取引制度に関するグリーンペーパー公表
- 2008 年 7～9 月 : フェーズ 2 コンサルテーション (グリーンペーパー)
- 2008 年 12 月 : 制度設計完了。法案の公表
- 2008 年 12～2009 年 2 月 : フェーズ 3 コンサルテーション
- 2009 年 3 月中旬 : 議会提出、承認
- 2009 年第 3 四半期 : 法律発効、規制機関設置
- 2010 年 : 排出量取引開始

3 月 11 日、昨年提出した批准書が発効すると同時に、豪州は京都議定書の正式なメンバー国となった。これにより同国は温室効果ガスの排出を 1990 年比で 8%の増加に抑制する義務を負うことになる。同日に気候変動枠組条約事務局に提出された Initial Report によれば、2008 年から 2012 年の温室効果ガスの排出割当量は約 29.9 億トン (基準年比 8%増) である。本年 2 月に公表された「Tracking to the Kyoto Target 2007」では、京都議定書第 1 約束期間 (2008 年～2012 年) の排出予測値は年平均で 5.99 億トンであり、京都議定書の目標値に収まることになる。Howard 政権時代に公表された「Tracking to the Kyoto Target 2006」では、109%増と京都議定書目標値を 1%上回る予測となっていたが、Rudd 政権ではこれを再生可能エネルギー導入目標設定によって京都議定書の目標は達成可能だとしている。但し、2020 年までの予測では、再生可能エネルギーやバイオ燃料導入、低炭素技術の導入及び省エネ等の方策を実施しても、経済成長により、温室効果ガス排出量は 1990 年比で 20%増加すると見られている。Rudd 労働党政権では、この対策として、再生可能エネルギーや CCS 等の低炭素技術とともに、排出量取引制度に大きな期待を寄せている。今後は、上述した Garnaut レビューで謳われている排出枠の全量オークションや、政府が排出量取引制度の基礎として検討を進めている企業による排出量データ報告制度など、順次行われるコンサルテーション等の場で論議を呼ぶ可能性があり、Rudd 政権の舵取りが注目される。

(文責 鶴岡 明人)

(出所)

- ・ 豪州気候変動省 HP
- <http://www.climatechange.gov.au/about/publications/pubs/fs-overview.pdf>
- <http://www.greenhouse.gov.au/emissionstrading/timetable.html>
- <http://www.greenhouse.gov.au/inventory/publications/pubs/unfccc-report.pdf>
- <http://www.greenhouse.gov.au/projections/index.html>
- <http://www.environment.gov.au/minister/wong/2008/pubs/mr20080204.pdf>
- <http://www.environment.gov.au/minister/wong/2008/pubs/mr20080227.pdf>
- <http://www.environment.gov.au/minister/wong/2008/pubs/mr20080317.pdf>
- ・ Garnaut レビュー , <http://www.garnautreview.org.au/CA25734E0016A131/pages/reports-and-papers>

7. JI 監督委員会が、第二のプロジェクトを棄却

京都メカニズムの一つである JI (Joint Implementation：共同実施) は、ロシアやウクライナなど、AAU (Assigned Amount Unit：国別排出割当量)⁵に余裕がある国を想定して作られた仕組みである。JI には大きなポテンシャルがあるとされながら、その実、ERU (Emission Reduction Unit) の発行はまだ実現していない。JI が後発の仕組みであるとは言え、「CDM：Clean Development Mechanism」での CER (Certified Emission Reduction) 発行が1億トンに至っている(2007年12月18日、CDM 理事会)のとは比べると大きな差がある。

そして本年2月22日、国連の JI 監督委員会(以下、JISC)は、その第十回会合に於いて、最終決定段階に至った第二番目のプロジェクトを棄却(reject)した。その主な理由は、プロジェクト計画書が想定している削減量(ERU：Emission Reduction Unit)の算出方法に問題があり、数値の信憑性が無かったことであるが、今回の決定は市場関係者にどの様に受け止められたのであろうか。

既に CER 等のクレジットを獲得している市場関係者からすれば、JI プロセスから緩い基準で大量の ERU が市場に供給されてくることになれば、需給バランスが崩れ、価格が低下してしまうというデメリットがある。JI プロジェクト関係者からすれば、厳しい基準で少量の ERU 発行しか認められないというのであれば、投資意欲が減退してしまう。況や「棄却(reject)」をや、である。

個別のプロジェクトを巡る議論は「非公式会合(informal or closed meeting)」で行われるため、その詳細を知ることは出来ないが、パリで開催された CMP 会合で、「JI プロセス全体の推進機能を果たすことを期待する」とされた JISC が、第二番目のプロジェクトを棄却せざるを得なかった背景には相当に深い苦悩があったことは想像に難くない。

直接的な理由は勿論、上記で述べた様な、プロジェクト計画書に記載された内容に不備があったことである。しかし、ブルガリア政府がこれに承認文書(Letter of Approval)を発行していることや、大手の審査機関(「Det Norske Veritas Certifications AS」)によりプロジェクト有効性決定報告書(Determination Report)が発行されているのは何とも具合が悪い。

ブルガリアを含む東欧諸国においては、JI プロジェクトの対象ともなり得た設備の多くが EU-ETS の対象となり、そこでの削減プロジェクトについては、削減効果の二重計上(Double counting)が禁止されたため、JI プロジェクトのポテンシャルは縮小してしまったという経緯がある。

5 AAU は、2008年～2012年の京都議定書の第1約束期間に議定書の付属書B締約国が許可されている総排出枠であり、原則として1990年の排出量を基準に定められている(例えば、1990年比EUは-7%、日本は-6%、ロシアは0%、ウクライナは+1%)。

加えて、昨今では、国連事務局による「適格性（Eligibility）の承認」⁶が行われ始め、プロジェクトを介しない国家間排出量取引⁷が可能となるとともに、プロジェクトを介したもので、ホスト国の承認のみで ERU の発行・移転ができる Track1⁸も同時に可能となってくることになる。

つまり、JISC の承認を経なければならない Track2 への期待感が弱まってきている局面でのプロジェクト棄却だったわけである。

しかし、国家間排出量取引も、JI の Track1 も、多分に外交的な要素が強く、意思決定者は市場ではなく政府である。市場が求めるのは、むしろ JISC の承認を経て、一定の透明性・信頼性が担保された Track2 からの ERU クレジットであると考えられる。

従って、JI を取り巻く政治的な背景と現状を熟知しながらも、プロジェクト棄却という意思決定を行い、Track2 に期待されている公正さを確保するとともに、JI が「方法論」を持たぬが故に、削減量の算定について多くの責任を持たなければならない審査機関（Independent Entity）に対して一定のシグナルを送った今回の意思決定は、長期的視点に立った思慮深いものと言えるのではないだろうか。

（文責 武川昌男）

（出所）

・ 第 10 回 JI 監督委員会会合報告

http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/010/Reports/Report.pdf

⁶ 温室効果ガス吸収量・排出量を正確に算定できること、国別登録簿を整備している、等の条件を満たすことができた国は、国連事務局から「適格性」の承認を受ける。承認を受けた国は、国家間で AAU の取引を行うことや、下記脚注 4 で述べる、Track1 での ERU 発行を行うことができるようになる。

⁷ 国家間で、AAU の取引を行う場合、取引によって得られた収益が、環境対策費に充てられる道筋がついていることを PR する「GIS：Green Investment Scheme」を謳う国もある。

⁸ Track1 では、プロジェクトの手続が大幅に簡略化され、基本的にはホスト国と投資国間で ERU 発行量等を定めることができる。

8. 中国における CDM プロジェクトの承認状況

中国の国家気候変動対策調整委員会が 2008 年 2 月 29 日までに発表した政府承認済み CDM プロジェクトは計 1,150 件で、年平均排出削減量は 2 億 7,124 万トン（二酸化炭素換算。以下、同じ。）である。

四半期ごとに CDM プロジェクトの承認状況を見ると、2007 年第 3 四半期をピークに、プロジェクト数で 318 件、185 件、122 件、年平均排出削減量で 4,784 万トン、2,691 万トン、1,433 万トンと減少傾向にある（図 1・図 2）。

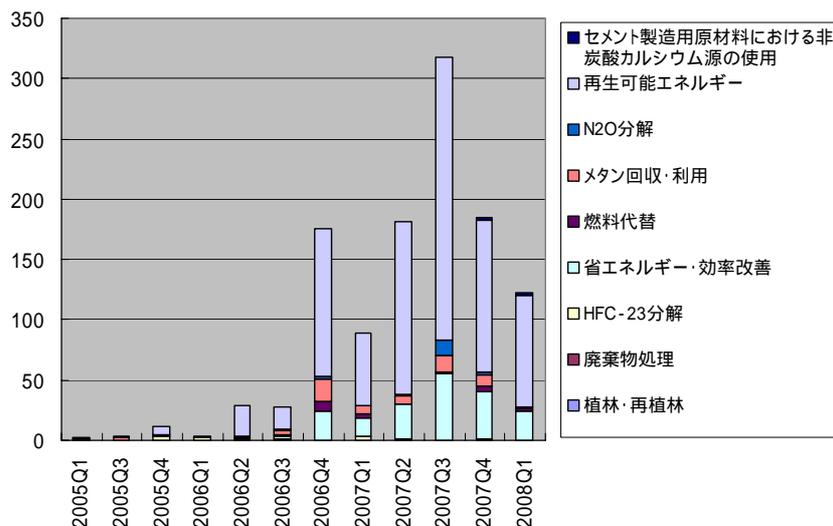


図 1 承認プロジェクト数の推移

(出所) 国家気候変動対策調整委員会ホームページ

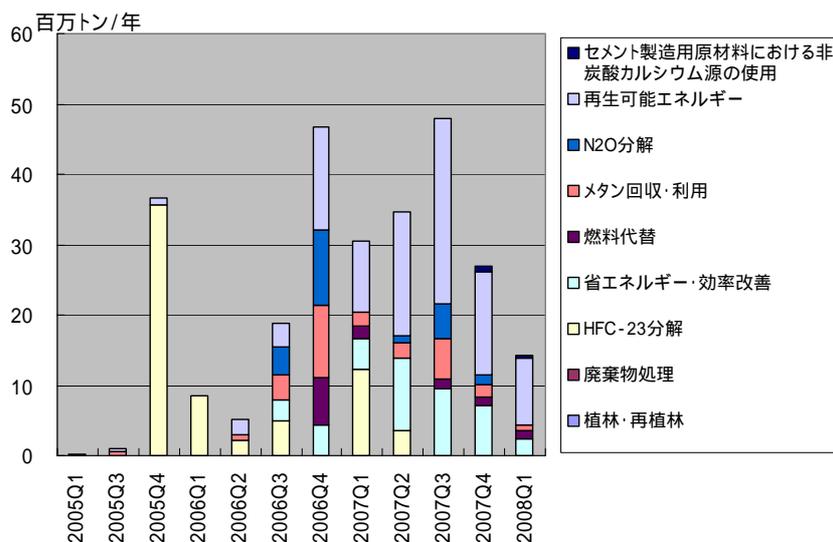


図 2 承認プロジェクトの推計年排出削減量の推移

(出所) 国家気候変動対策調整委員会ホームページ

また、中国政府 DNA により承認された主なプロジェクトを見ると、最近 1 年は天然ガス

発電、炭層・炭鉱メタン回収・利用、廃ガス・廃熱発電が中心になっていたが、年平均排出削減量 100 万トン以上のプロジェクトは、2007 年 11 月 8 日より後は承認されていない。

プロジェクト数、年平均排出削減量、年平均排出削減量 100 万トン以上のプロジェクトのいずれから、中国における CDM プロジェクトの承認は頭打ちになっていることがわかる。中国において CDM 化可能な案件が枯渇しつつあるのか、レビュー要請等の増加に伴い中国政府が承認に慎重になっているのかの見極めにはもう少し時間が必要と思われる。

また、中国は 2007 年 11 月 9 日、気候変動に対する取組みに資金提供する中国 CDM 基金を設置した。中国 CDM 基金は、財政部により管理され、すでに行われている CDM プロジェクトから資金を得て、エネルギー効率の改善や発電におけるクリーンエネルギーの利用に役立てられる。

2005 年 10 月 12 日に施行された CDM プロジェクト運行管理弁法では、CER 譲渡収益のうち中国政府が徴収する配分比率を、HFC 及び PFC プロジェクト 65%、N₂O プロジェクト 30%、第 4 条に規定する重点領域（エネルギー効率改善、新・再生可能エネルギーの開発・利用およびメタンガス・炭層ガスの回収・利用）および植林プロジェクトなど 2%とし、徴収された費用は気候変動に関する活動の支援に用い、具体的な費用徴収とその使用方法は財政部と国家発展改革委員会等関係部門により別に制定するとしていた。

中国が承認した CDM プロジェクトの推計年排出削減量は、再生可能エネルギー 1 億 12 万トン、HFC 分解 6,684 万トン、省エネルギー・効率改善 4,113 万トン、メタン回収・利用 2,744 万トン、N₂O 分解 2,191 万トン、植林・再植林 2 万トンである。CDM プロジェクト運行管理弁法の徴収率を適用すると、年 5,300 万トン程度の CER に相当する金額が中国 CDM 基金の収入になると思われ、中国側のプロジェクト参加者に配分される CER と併せて、その使途と経済効果が注目される。

（文責 田上貴彦）

（出所）

- ・ 国家気候変動対策調整委員会ホームページ
<http://cdm.ccchina.gov.cn/english/index.asp>
- ・ "China launches CDM fund to address climate change", 新華社（2007 年 11 月 12 日）
http://news.xinhuanet.com/english/2007-11/09/content_7039507.htm
- ・ 国家発展改革委員会・科学技術部・外交部・財政部、「CDM プロジェクト運行管理弁法」（2005 年 10 月 12 日）

9．カナダが温室効果ガス排出規制の枠組みを公表

カナダ政府は2008年3月10日、カナダの気候変動パッケージの大枠を定めた“Turning the Corner”⁹における、具体的な規制枠組みを発表した。今回発表された規制枠組みは、2008年秋にドラフト法案の公表、2009年秋までに最終法案の承認を経て、2010年1月1日の施行を目指している。

2007年4月に発表された“Turning the Corner”では、市場による炭素価格の形成、カーボンオフセットを含む排出量取引市場の整備の計画が示されていた。さらに、今回提案された規制枠組みでは、2012年までに運転を開始するオイルサンド事業におけるCCS（炭素固定化技術）の導入、2012年以降の無対策石炭火力発電所の新規建設の禁止等が具体的な規制措置として組み込まれた。そして、今回の枠組みにおける産業界に対しては、その目標値として、一定規模以上¹⁰の設備もしくは産業、企業に対して排出原単位を2020年までに2006年比18%削減することが含まれている。この目標値の達成には、自事業での削減、技術基金への投資によるクレジット、国内排出量取引クレジットおよびオフセットクレジット、さらにCDMクレジットの活用が認められていることが特徴である。また2006年以前に実施された対策における早期対策実施のクレジットも活用が可能となっている。

今回の枠組みでは、特にオイルサンドと無対策石炭火力発電所に焦点が当てられ、厳しい対策の導入が盛り込まれている。その実現のための技術としてCCSへの期待は大きく、カナダの資源を活用しつつ地球温暖化対策を進めて行く方針が明示されている。また我が国と同様に、京都議定書の目標達成が厳しいカナダ政府は、既に京都議定書の目標達成を放棄したかのようなスケジュールで対策を進めており、今回発表された規制枠組みにおいてもこれまでの方針に基づくものとなっている。

2020年は、カナダの長期的目標である「2050年までに60～70%の削減」の通過点であり、かつポスト京都議定書の目標年候補の一つであることから、この通過点である目標を達成することは京都議定書との関係においても重要となる。

（文責 佐々木宏一）

（出所）

- ・ カナダ環境省ニュースリリース、“Government Delivers Details of Greenhouse Gas Regulatory Framework”
<http://www.ec.gc.ca/default.asp?lang=En&n=714D9AAE-1&news=B2B42466-B768-424C-9A5B-6D59C2AE1C36>
- ・ カナダ環境省“Turning the Corner”
<http://www.ec.gc.ca/default.asp?lang=En&n=75038EBC-1>
- ・ カナダ環境省“Turning the Corner: Taking Action to Fight Climate Change”（2008年3月）
http://www.ec.gc.ca/doc/virage-corner/2008-03/brochure_eng.html
- ・ カナダ環境省“Turning the Corner: Taking Action to Fight Climate Change : Technical Briefings” 2008年3月
http://www.ec.gc.ca/doc/virage-corner/2008-03/bt_tb_eng.htm

⁹ 2007年4月26日に発表されたもので、2020年までに温室効果ガスの排出量を20%削減する計画。

¹⁰ 産業分野ごとに、CO₂排出量、エネルギー使用量、設備容量などの最低ラインが定められている。

10．省エネ法、温対法の改正案が閣議決定

京都議定書第1約束期間目標達成に向けて、温室効果ガス削減に向けた国内対策の見直し、および促進が急務となっている中、政府は、3月「エネルギーの使用の合理化に関する法律（通称：省エネ法）」と「地球温暖化対策推進法（通称：温対法）」の改正案を相次いで閣議決定し、国会に提出することになった。

両法律の今次改正での鍵となったのは、業務部門への対策強化であった。両法律とも届出および報告対象をこれまでの事業所単位から企業単位に改め、オフィス・コンビニなどのフランチャイズチェーンも対象範囲に含めることになった。これにより約1割と言われた業務部門のカバー率は約5割まで向上することになる。

さらに省エネ法では住宅に関しても届出の対象を中小規模の住宅・建築物にも拡大。住宅を建築・販売する事業者に対しても省エネ性能向上を促す。加えて住宅・建築物の省エネ性能の表示を推進することを行う。

一方、温対法では、国が今後排出抑制の指針を策定し、店舗やオフィス、学校などの用途ごとに排出抑制等指針¹¹を設定するとしている。環境省ではこの目標値を上回り、排出抑制の勧告にも応じない事業者を公表する制度（案）は見送られた。

政府はこれらの改正案を第169回通常国会に提出、平成21年4月1日からの施行を目指し、国内の温暖化対策推進に役立てたいとしている。また、具体的にどの規模の事業者までを対象とするかを定める数値（閾値）については今後の審議会等を経て、法律の施工に合わせて政令として公表される見通しとなっている。

（文責 高橋 英佑）

<参考：省エネ法と温対法の違いについて>

省エネ法と温対法は事業者の目から見ると対象や報告内容などの面で非常に共通点が多い。以下では2つの法律の違いをまとめた。尚、各法律の詳細については各法律、政令、省令等を参照戴きたい。

¹¹ 事業者は、事業活動に伴う排出の抑制等のために必要な措置及び情報提供等国民の取組に寄与する措置等を講ずるよう努めなければならないこととし、それに資するよう主務大臣（環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣）は、排出抑制等指針を策定するとしている。なお、指針においては、事業者に対して、排出原単位（床面積など経済活動の量を代表するものの単位量当たりの排出量）による水準や取組内容を用途区分ごとに示すこととするとしている。

	省エネ法	温対法
公布	1979年6月22日	1998年10月9日
所管	経済産業省	環境省
目的	<ul style="list-style-type: none"> 資源の有効な利用の確保 地球温暖化対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書目標達成計画の推（温室効果ガスの排出抑制の促進）
対象ガス	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー起源 CO₂（燃料の燃焼に由来する排出） 	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書対象温室効果ガス（エネルギー起源 CO₂、非エネルギー起源 CO₂、メタン、N₂O、代替フロン）
対象事業所・建築物（現行）	<ul style="list-style-type: none"> 第1種（原油換算 3000kl 以上）・第2種（同 1500kl 以上）エネルギー管理指定工場 政令で定めた特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者、特定航空輸送事業者 特定建築物（のべ床面積 2000m² 以上） 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法で規定されている特定事業者（左掲載） 21人以上の事業者であって、種類ごとの排出量が二酸化炭素換算 3000 トン以上ある設備を有している事業者。
対象事業者・建築物（改正後）	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業者、特定連鎖化事業者など。（区分の詳細は今後審議会等を通じて検討され、政令にて公表される見通し） 	<ul style="list-style-type: none"> 上記規定に加え、連鎖化事業者を追加
報告書様式	<ul style="list-style-type: none"> 定期報告書 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー起源 CO₂ のみ報告義務の場合：省エネ法定期報告書で代替可能 エネルギー起源 CO₂ 以外の排出の報告義務がある場合：省エネ法定期報告書に加えて、温室効果ガス算定排出量の報告書を添付

（出所）

- ・ 経済産業省プレスリリース「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案について」
<http://www.meti.go.jp/press/20080304002/20080304002.html>
- ・ 環境省プレスリリース「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されました!!」
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/law_ca080307/index.html
- ・ 日経 BP（3月5日）
<http://www.nikkeibp.co.jp/news/eco08q1/563617/>
- ・ EIC ネット（3月6日）
<http://www.eic.or.jp/news/?act=view&oversea=0&serial=18183>
- ・ 『工場・事業場のための温対法と省エネ法』（大串卓也・本多昇・向井憲一共著、省エネルギーセンター 2006年）

11. 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の成果

京都議定書が発効した2005年、我が国における地球温暖化対策を推進すべく、地球温暖化対策の推進に関する法律¹²の一部を改正する法律が3月15日に閣議決定された。本改正では、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者は、温室効果ガス排出量を算定し国に報告することが義務付けられるとともに、政府は報告されたデータを集計し公表する制度が新たに策定された。本公表制度に基づき、2006年度の事業者別の温室効果ガス排出量データが2008年3月28日に、初めて公表されるに至った¹³。

本公表制度が施行される以前においても、すでに多くの企業がCSRレポートや環境報告書等において、自主的な排出量の公表を行っていた。しかし、自主的な公表ゆえに、温室効果ガス排出量の算定方法や各企業がどの部分までの排出量を報告するのかについては、各社の裁量に委ねられていたため、各社間でのデータ性質の統一化はなされていなかった。

一方、今回の温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度では、政省令によって排出活動ごとに算定式を規定することにより、基本的には統一の算定方法が導入された¹⁴。これによって、自主的に公表されたデータ比べて透明性のあるデータ入手が可能となったのである。

上記で述べたように、統一の算定方法を採用したことによって、本データを用いた様々な分析（例えば、他社間の同年データ比較や同企業における経年データ比較）が可能になることが考えられる。しかし、データの比較については様々な注意を要する。例えば、異なる企業間の排出量比較の場合、生産量が大きければそれに比例して排出量は大きくなる。同一企業における排出量推移の経年変化比較の場合、当該企業の生産構成や生産量増減に排出量は大きく影響を受ける。すなわち、単純な排出量比較だけでは、企業の省エネルギー活動を評価することはできないという点に注意が必要なのである。

排出量を算定し報告をする事業者、データを集計する政府の両者が、今回のデータ整備に対して多くの知恵と時間を費やしている。このような両者の努力を有効に生かすためには、今後は整備されたデータをどのように活用したら日本の地球温暖化対策に有益となるのかについての検討が必要であると言える。

（文責 小川順子）

（出所）

- ・ 環境省地球環境局地球温暖化対策課・経済産業省産業技術環境局環境経済室、「地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による平成18年度温室効果ガス排出量の集計結果」（2008年3月28日）
<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/kouhyo/h18/result.pdf>
- ・ 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/sakutei_manual/02guideline.pdf
- ・ 実行計画策定マニュアル
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/sakutei_manual/01manual.pdf

¹² 温暖化対策推進法の概要は温暖化ニュースVOL.14の10章を参照。

¹³ 2007年4月1日から6月30日までの間に2006年度排出量の報告を行った事業所数は、特定事業所排出者が14,224事業所（7,505事業者）、特定輸送排出者が1,439事業者であった。特定事業所排出者から報告されたガス種類は、エネルギー起源CO₂（13,941件、98.0%）の報告数が最も多く、次いで非エネルギー起源CO₂（597件、4.2%）、N₂O（283件、2.0%）、非エネルギー起源CO₂（廃棄物の原燃料使用）（172件、1.2%）、SF₆（116件、0.8%）、PFC（100件、0.7%）、CH₄（53件、0.4%）、HFC（40件、0.3%）であった。

¹⁴ 独自の方式による排出量算定を行った場合は、提出書類にその内容を記載することになっている。